

報告事項ア

令和6年度鳥取県教育委員会業務適正化報告書について

令和6年度鳥取県教育委員会業務適正化報告書について、別紙のとおり報告します。

令和7年7月7日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和 6 年度

鳥取県教育委員会業務適正化報告書
(鳥取県教育委員会教育行政監察報告書)

令和 7 年 7 月

鳥取県教育委員会

目 次

第 1	業務適正化（内部統制）の取組について	
1	背景等	1
2	教育委員会の業務適正化（内部統制）の取組の概要	1
第 2	令和 6 年度の取組の状況	
1	業務適正化の取組	3
2	取組の結果	3
第 3	令和 6 年度の取組の総括	7

■参考資料

- 資料 1 鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱
- 資料 2 業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察実施計画（令和 6 年度）
- 資料 3 令和 6 年度業務適正化に係る教育行政監察対象所属
- 資料 4 保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領
- 資料 5 業務点検チェックリスト

第1 業務適正化（内部統制）の取組について

1 背景等

地方自治法が改正（令和2年4月施行）され、適正な事務処理の確保と組織・運営の合理化の観点から、知事が業務適正化（内部統制）に関する方針を定め、これに基づきチェック等の体制を整備し、毎会計年度ごとに評価報告書を作成の上、監査委員の意見を付して議会に提出・公表する義務が生じた。これを受け、本県知事部局においては、①財務、②個人情報管理、③公文書管理及び④情報管理に関する事務において、令和元年度から前倒しで制度を導入し、不適切事務の未然防止、実地点検・自己点検を通じた業務適正化の取組を進めている。

教育委員会においても、令和2年度から、これまで実施してきた県費外会計の点検に知事部局に準じた項目を加えることとし、さらに、これらの取組を教育行政監察の一環として位置付けることで、教育委員会全体の事務の適正な推進を図ることとしている。

※業務適正化の取組は、地方自治法上では教育委員会にまで求められているものではないが、知事部局での取組の導入に当たって県の監査制度の見直し（実地検査対象所属数の見直し、監査調書の簡略化等）も行われており、県全体での業務の質の確保を図るため、教育委員会においても知事部局に準じた取組を進めるもの。

【鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱（抜粋）】

（目的）

第1条 この要綱は、教育行政の効率的運営及び業務改善並びに教職員のコンプライアンスの向上を図るため実施する教育行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定める。

（監察の内容）

第6条 監察の内容は、次のとおりとする。

（1）業務改善、事務効率化、業務適正化への取組

（2）～（5） 略

（監察の方法）

第7条 監察は、対象教職員との面談及び関係書類の審査等により実施するものとする。

（監察結果及び措置結果の公表）

第15条 教育長は、公表する必要があると判断した場合は、監察結果及び監察結果に基づき講じられた措置等の概要を取りまとめ、教育委員会に報告の上、公表するものとする。

2 業務適正化に係る監察結果は公表するものとし、そのうち財務(会計)に係るものについては、教育委員会に報告後、監査委員事務局に報告するものとする。

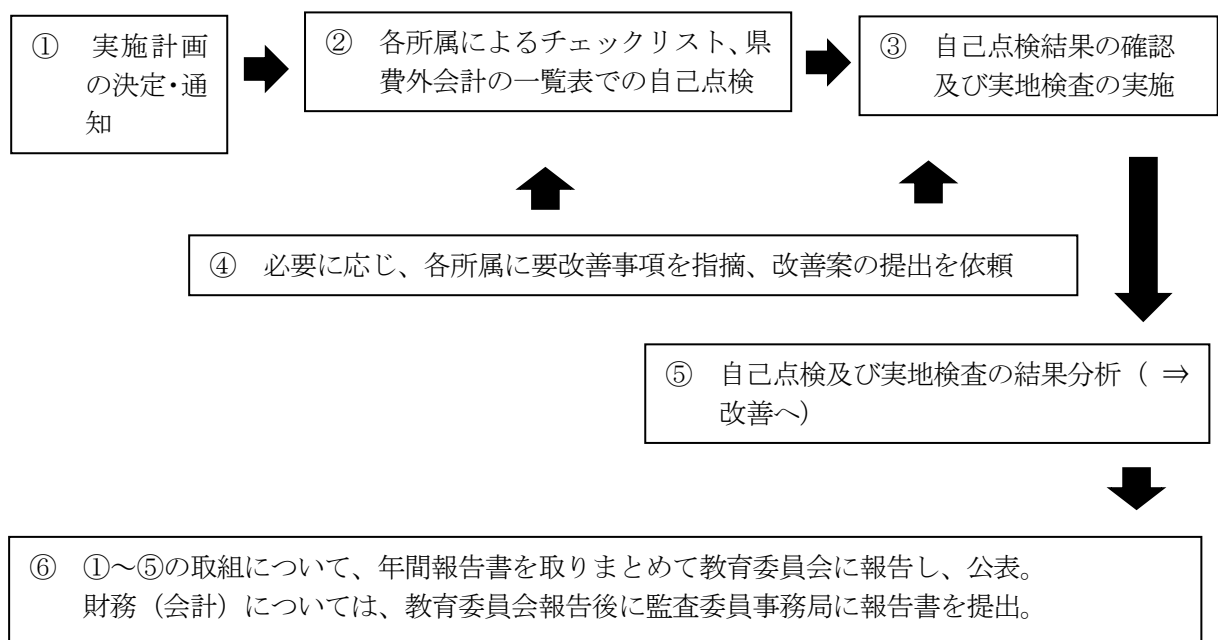
2 教育委員会の業務適正化（内部統制）の取組の概要

（1）取組内容

取組の分野	取組内容
財務（会計）	■実地検査 ・収入、支出、契約、物品管理等の状況についての現地での検査を実施。 ・令和6年度は16所属（うち、県立学校は11校）が対象。 ※但し、7所属（うち、県立学校は5校）には、会計指導課が検査を実施（一部分野のみの点検を含めると14所属（10校））。 ■セルフチェックリストによる自己点検 ・収入、支出、契約、物品管理等に関する点検項目に従って各所属が事務処理の状況を点検し、不適正事務が判明した場合は改善策を検討、実施。
個人情報保護・情報セキュリティ	■実地検査 ・個人情報の流出防止の取組、情報機器類の管理等の状況についての現地での検査を実施。 ・令和6年度は12所属（うち、県立学校は5校）が対象。 ■セルフチェックリストによる自己点検 ・個人情報の流出防止の取組、情報機器類の管理等に関する点検項目に従って各所属が事務処理の状況を点検し、不適正事務が判明した場合は改善策を検討、実施。

	■取組推進のため、「保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領」を周知。
公文書管理	■実地検査 ・公文書、簿冊の作成、管理等の状況についての現地での検査を実施。 ・令和6年度は11所属（うち、県立学校は5校）が対象。 ■セルフチェックリストによる自己点検 ・公文書、簿冊の作成、管理等の状況に関する点検項目に従い、各所属が事務処理の状況を点検。
県費外会計	■実地検査 ・学校預り金会計等の県費外会計の管理状況についての現地での検査を実施。 ・令和6年度は17所属（県立学校16校）が対象。 ■県費外関係の決算額等の一覧表の作成

（２）取組の流れ



※知事部局においては、報告書を監査委員が審査し、議会に提出して公表。

（３）期待される効果

各所属・学校への実地検査又は自己点検を進めることで、教育委員会全体で不適正事務の発生を抑制する。

第2 令和6年度の取組の状況

1 業務適正化の取組

(1) 令和6年度の業務適正化に係る教育行政監察実施計画の作成（令和6年4月）

令和6年度の「業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察実施計画」を作成し、①財務（会計）、②個人情報保護・情報セキュリティ、③公文書管理、④県費外会計に関する実地検査、各所属（県立学校を含む。）による自己点検の実施に関する計画を通知した。

(2) 実地検査の実施（令和6年6月～12月）

①財務（会計）、②個人情報保護・情報セキュリティ、③公文書管理、④県費外会計に関し、対象所属への実地検査を行った。

※ただし、①については、一部の所属の実地検査は知事部局（会計指導課）が実施。

(3) 自己点検の実施（令和7年1月～3月）

①財務（会計）、②個人情報保護・情報セキュリティ、③公文書管理に関し、全所属を対象にチェックリストによる自己点検を実施した。

<実地検査の対象所属>【資料3参照】

区分	事務局等	県立学校
財務（会計）	5 所属 (うち、教育総務課検査対象: 2 所属)	11 校 (うち、教育総務課検査対象: 6 校)
個人情報保護・情報セキュリティ	7 所属	5 校
公文書管理	6 所属	5 校
県費外会計	1 所属	16 校

※「事務局等」は、教育委員会事務局内の所属及び県立学校を除く教育機関を示す（以下同じ。）。

<検査員・受検者の体制>

区分	財務（会計）	個人情報保護・情報セキュリティ	公文書管理	県費外会計
検査員	教育総務課教育行政監察担当			
受検者	【事務局等】 総括補佐、会計事務担当者 【県立学校】 事務長、会計事務担当者	【事務局等】 所属長 【県立学校】 副校長又は教頭	【事務局等、 県立学校】 文書管理主任等	【県立学校】 事務長、県費外会計事務担当者

2 取組の結果

(1) 実地検査及び自己点検により判明した不適正事務について

実地検査については、鳥取県会計規則、鳥取県教育情報セキュリティポリシー、鳥取県立学校文書の管理に関する規程、県費外会計等取扱ガイドライン等、業務適正化の取組に係る各分野の諸規程に即した事務が執行されているか、現地で書類、帳票類等を確認しながら検査を実施した。

また、自己点検については、セルフチェックのチェック項目に従い、各所属、学校で事務の執行状況に関する自己点検を実施するとともに、不適正事務が見つかった場合は、自ら改善措置を検討、実施することとした。

これらの検査、点検により指摘、判明した不適正事務は、次のとおりである。

＜実地検査＞

ア 財務（会計）

（ア）事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 収納金の払込が遅延していた。	2 所属
● 請求書の受理から 15 日を超えての支払があった。	2 所属
● 支出負担行為が遅延していた。	1 所属
● 予定価格 20 万円以上の契約について、発注同等の書類に予定価格を記載していなかった。	1 所属
● 発注伺について、随意契約の根拠が誤っていた。	1 所属
● 発注者と同一の者が検査を行っていた。	1 所属
● 補助金について、受給した事業者からの実績報告書の提出が遅延していた。	1 所属
● タクシーチケットについて、月末の現在高に対する物品保管主任の確認を実施していなかった。	1 所属
● 備品シールが貼られていない備品があった。	1 所属
● 所属で開設管理する口座について、適切な時期に所属長の検査を受けていなかった（記録が残っていないものを含む。）。	1 所属

（イ）県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 収納金の払込が遅延していた。	4 校
● 納入期限が過ぎた払込について、期限から 20 日以内に督促状を発行していなかった。	2 校
● 督促状で定めた納入期限を超過した債権について、滞納整理票によって管理していなかった。	1 校
● 請求書の受理から 15 日を超えている等、支払期限を超過している支払があった。	5 校
● 支出負担行為が遅延していた。	2 校
● 統括審査課の審査が必要な支出負担行為について、審査を受けていなかった。	1 校
● 支出科目に誤りがある支払があった。	3 校
● 資金前渡受払簿への記載が行われていなかった。	1 校
● 変更契約について、日付の遡りが必要にも関わらず、行われていなかった。	1 校
● 収入印紙の額の根拠が異なっているものがあった。	1 校
● 完了検査を行った際の相手への合格通知について、契約書に定めがあるにも関わらず行っていなかった。	1 校
● タクシーチケットについて、月末の現在高に対する物品保管主任の確認を実施していなかった。	2 校
● タクシーチケットについて、簿冊管理簿への記載が適切に行われていなかった。	2 校
● 備品シールが貼られていない備品があった。	2 校
● 備品の所在が備品台帳と異なっているものがあった。	1 校
● 物品の貸付について、貸付伺書による事前伺をしないまま行っていた。	1 校
● 所属で開設管理する口座について、適切な時期に所属長の検査を受けていなかった（記録が残っていないものを含む。）。	3 校
● 所属で開設管理する口座について、検査を所属長以外の者が行っていた。	1 校

イ 個人情報保護・情報セキュリティ

（ア）事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 使用していないUSBメモリの廃止手続をとっていなかった。	1 所属
● 個人情報を扱う際に、チェックリストを活用していなかった。	1 所属
● 個人情報保護研修の受講が確認できなかった。	1 所属
● 独自整備のパソコンについて、パスワードが不適切（10 文字以上で英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種類以上の組み合わせでなかった）。	1 所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 個人情報を扱う際に、チェックリスト等を活用していなかった。	1 校
● 対策強化期間を設定していなかった。	1 校
● HDD 等を廃棄する際の記録簿を作成していなかった。	1 校

ウ 公文書管理

(ア) 事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● やむを得ず遡りの日付で施行した文書について、起案文書に遡る日、その理由、再発防止策の記載がないものがあった。	2 所属
● 文書審査中のまま1か月以上放置されている起案文書があった。	1 所属
● 施行中のまま1か月以上放置されている起案文書があった。	4 所属
● 事務の処理が終了したものの、完結処理されていない簿冊があった。	6 所属
● 外部から届いた紙文書に受付印が押印されていないものがあった。	1 所属
● 公印を時間外に使用することがあるが、公印使用簿を作成していなかった。	1 所属
● 規程で定められた者が決裁していない起案文書があった。	1 所属
● 文書の保存期間が規程よりも短くなっているものがあった。	1 所属
● 事前押印の必要がある施行文書について、起案への必要な付記をしていなかった。	1 所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● やむを得ず遡りの日付で施行した文書について、起案文書に遡る日、その理由、再発防止策の記載がないものがあった。	1 校
● 施行中のまま1か月以上放置されている起案文書があった。	1 校
● 事務の処理が終了したものの、完結処理されていない簿冊があった。	3 校
● 事前押印の必要がある施行文書について、起案への必要な付記をしていなかった。	2 校
● ラベルを貼り付けていない簿冊があった。	1 校
● 保存期間が簿冊の保存期間を超えている文書があった。	2 校
● 電子決裁を利用しない起案文書について、保存期間及び施行年月日等を記載していないものがあった。	1 校

エ 県費外会計

(ア) 検査内容

県立学校16校（高等学校12校、特別支援学校4校）、事務局1所属の150会計について、帳簿や通帳、現金等の状況を現地で確認した。併せて、事務室や書庫等において、通帳及び現金の管理体制、帳簿の保管状況について現地確認を行った。

(イ) 主な不適正事務

○県費外会計等取扱要綱等の不備、要綱に規定されていない取扱い

(※学校全体の県費外会計事務に及ぶ場合があるため、会計数は記載せず。)

- 年度中途・年度末の校長への未報告（12会計、6校）
- 立替払の不適切な利用、事務手続き（38会計、13校）
- 監査の未実施、不備等（11会計、2校）
- 上記の他、年度終了後の保護者等への未報告、証拠書類等の紛失・不備など、合計68会計（15校）で改善が必要な事務処理があった。

<自己点検>

ア 財務（会計）

（ア）事務局等

不適正事務の内容	該当校
● 期限を超過している支払があった。	1 所属

（イ）県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 収納金の払込が遅延していた。	2 校
● 納入期限を超過している払込があった。	1 校
● 授業料未納について、督促状の発行が遅延した。	1 校
● 返納通知書で指定する返納期限が誤っていた。	1 校
● 支出負担行為書を作成すべきところ、一般起案で処理しているものがあった。	1 校
● 精算払をするべき旅費について、概算払で支出した。	1 校
● 業者からの業務完了報告書の提出が遅延した。	1 校
● 契約の当事者を「鳥取県」とすべきところ「学校長」となっていた。	1 校
● 次年度予算案の議会への上程前に次年度予算に係る見積依頼を行った。	1 校
● 不用品決定・処分伺書を失念していたものがあった。	1 校
● 所定の手続を経ないままクレジットカードを作成していたことが判明した。	1 校
● 備品処分について、財務会計システムへの登録が遅延した。	1 校
● 貸し付けた物品について、借受人からの返還が遅延した。	1 校
● 金券類に係る月末点検等について、校長以外の者が行っているものがあった。	1 校

イ 個人情報保護・情報セキュリティ

（ア）事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 個人情報保護に係る研修を受講していなかった。	1 所属

（イ）県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 個人情報保護に係る対策強化期間を設定していなかった。	2 校
● 個人情報を含む書類等を送付又は手交する際に、同姓又は似たような名前の生徒がいないかどうかの確認が不十分であった。	1 校
● 新規採用職員等への個人情報保護の重要性に係る研修を実施していなかった。	1 校
● F A Xを使用した個人情報のやり取りをやむを得ず行っていた。	1 校
● サーバ室への入退室について、管理簿によって管理していなかった。	2 校
● サーバ室への入退室管理簿は整備していたが、記入が適切に行われていなかった。	1 校

ウ 公文書管理

（ア）事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 施行が完了した文書について、処理済処理を徹底できていなかった。	3 所属
● 適切なラベルを貼り付けていない簿冊があった。	1 所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 事務の処理が終了したものの、完結処理されていない簿冊があった。	1 校
● 事前押印の必要がある施行文書について、起案への必要な付記をしていなかった。	1 校
● 適切なラベルを貼り付けていない簿冊があった。	2 校
● 起案文書に文書の分類、保存期間等を記載していなかった。	6 校
● 文書管理等に係る研修を実施していなかった。	5 校
● 簿冊管理簿を執務室に備えていなかった。	2 校

エ その他

自己点検の実施が職員に周知されていない所属があったため、指導を行った。

(2) 不適正事務への対処

実地検査により指摘した不適正事務については、いずれも検査の現場で指導を行い、該当の所属及び学校に対して改善を促した。また、自己点検で判明した不適正事務については、それぞれの所属・学校で改善策を検討し、実施しているところである。

<改善の取組例>

区 分	不適正事務	改善の取組
財務（会計）	報償費や旅費について、期限内に支払ができ ていなかった。	一覧表を作成して、請求漏れがないようチ ェックすることとする。
公文書管理	事務処理が終了したにも関わらず、完結処理 していない簿冊があった。	各年度の出納整理期間中（5月31日ま で）の完結処理を徹底する。
県費外会計	指摘した不適正事務に関し、各県立学校に改善計画を検討させ、提出させた。 ※当該改善計画については、次回の実地検査で改善状況を確認する。	

第3 令和6年度の取組の総括

令和5年度に引き続き、全ての事務局所属や県立学校を対象に実地点検を行い、不適正事務の洗い出しを行った。今回判明した不適正事務は、いずれも第三者に著しい損害を与えたり、懲戒処分等の指針に触れたりするような重大なものではなく、どの所属においても日常的に発生しうるものであった。

内部統制は本来、各所属において日常的に行われるべきものである。今後も実地点検の機会を通して事務処理のチェックを行うことはもちろん、各所属における取組状況についても確認し、常日頃から不適正事務の発生を防ぐことができる環境づくりに努めていきたい。

また、県費外会計をめぐる不適正な処理が相次いだことを受けて、保有額の縮減等、管理運営体制の改善にも取り組んでいるところである。今年度も実地点検を行っているところであるが、不適正処理の有無に加えて、不必要な集金はないか、必要以上に学校が担っていないか等、業務改善の視点でもチェックを行っていきたい。

参 考 資 料

鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、教育行政の効率的運営及び業務改善並びに教職員のコンプライアンスの向上を図るため実施する教育行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定める。

（監察の実施担当者）

第2条 監察は、教育長の命により、教育総務課教育行政監察担当（以下「監察担当」という。）が行う。

2 教育長は、前項に加え、必要と認める職員に命じることができるものとする。

（実施計画の策定）

第3条 監察の実施計画は、毎年度策定するものとする。但し、緊急に監察を実施する必要がある場合は、その都度、実施計画を策定するものとする。

2 実施計画には、実施方針、年間計画、監察対象機関、監察テーマ、監察事項、その他監察に必要な事項を定めるものとする。

（監察の対象機関）

第4条 監察は、教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む。）を対象とする。

（監察の対象教職員）

第5条 監察は、対象機関のすべての教職員を対象とする。

（監察の内容）

第6条 監察の内容は、次のとおりとする。

- （1）業務改善、事務効率化、業務適正化への取組
- （2）コンプライアンス意識向上への取組
- （3）職場管理の状況
- （4）県民の視点に立った教育行政の推進状況
- （5）その他監察の目的を達成するために必要な事項

（監察の方法）

第7条 監察は、対象教職員との面談及び関係書類の審査等により実施するものとする。

（監察実施の通知）

第8条 監察の実施に当たっては、事前に監察対象機関に通知するものとする。

（監察資料の提出の要求）

第9条 監察担当は、事前に監察対象機関から所定の書類等の提出を求めることができる。

（監察への協力）

第10条 監察を受ける機関は、監察に協力しなければならない。

(監察の講評)

第 11 条 監察を実施したときは、監察担当は、その結果について監察対象機関に対し、必要に応じて口頭で講評するものとする。

(監察結果の報告)

第 12 条 監察結果は、監察担当が教育長に報告するものとする。

(監察結果に基づく提言等)

第 13 条 監察の実施により、改善又は是正の必要があると認めるときは、関係機関に対し、教育長から勧告、提言その他必要な措置を行うものとする。

(勧告に対する措置)

第 14 条 前条の規定により勧告を受けた機関は、改善又は是正の措置を行った後、速やかに処理結果を教育長に報告するものとする。

(監察結果及び措置結果の公表)

第 15 条 教育長は、公表する必要があると判断した場合は、監察結果及び監察結果に基づき講じられた措置等の概要を取りまとめ、教育委員会に報告の上、公表するものとする。

2 業務適正化に係る監察結果は公表するものとし、そのうち財務(会計)に係るものについては、教育委員会に報告後、監査委員会事務局に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、監察に関し必要な事項は教育長が別に定める。

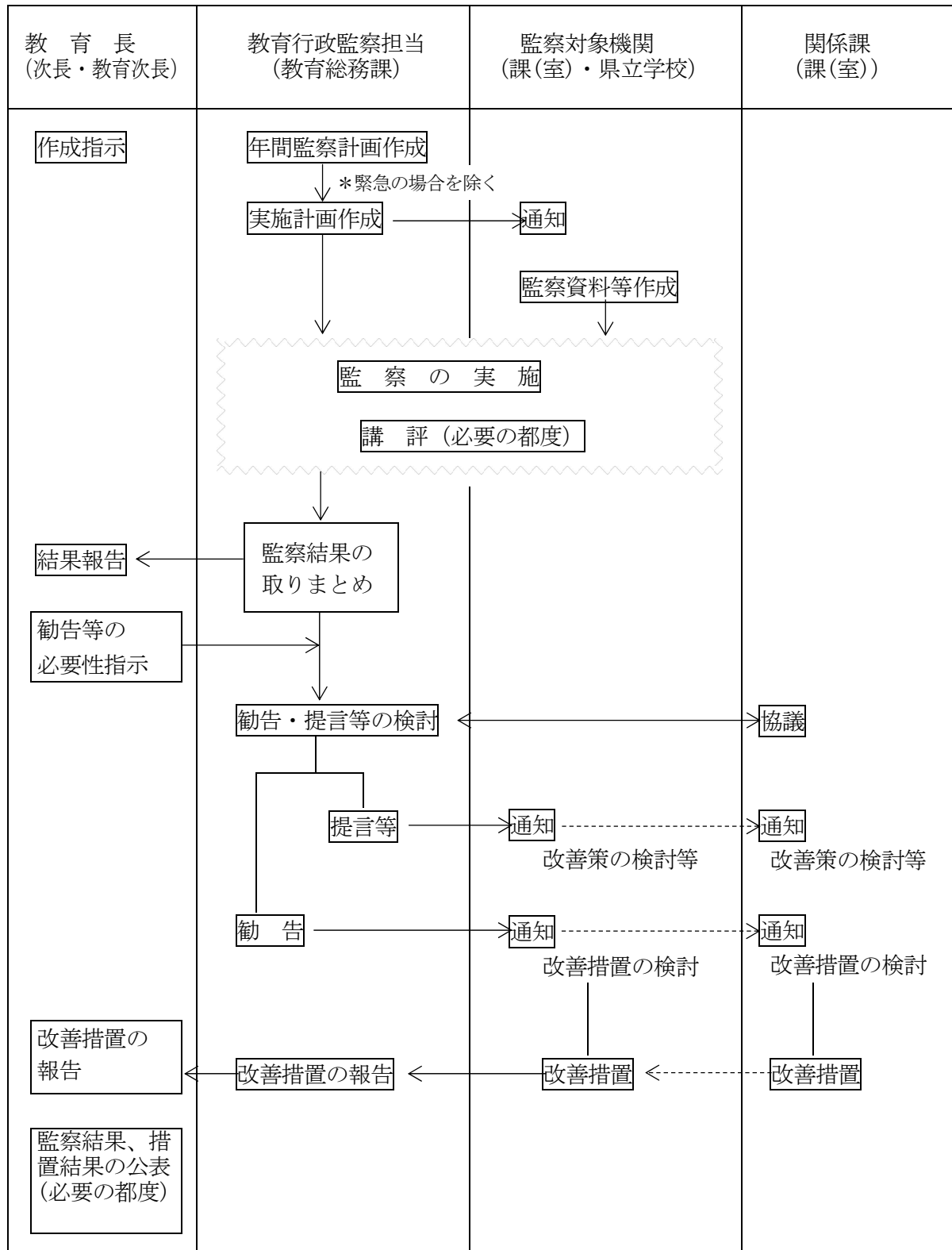
附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

監 察 実 施 手 順



【監察の効果】

- 監察実施中の指導助言による改善、是正
- 将来への波及効果
- 牽制による抑止効果

業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察実施計画（令和6年度）

1 目的

県教育委員会における内部統制機能を充実させる業務適正化の取組を進めるため、鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱（平成20年4月17日付第200800013142号教育長通知）に基づき、教育行政監察（以下「監察」という。）を実施する。

2 対象事項

監察は、県教育委員会の事務局及び県立学校以外の教育機関（以下「事務局等」という。）並びに県立学校が行う事務事業について、次の事項を対象とする。

- （1） 財務（会計）に関するもの（船上山少年自然の家及び大山青年の家は除く。）
- （2） 個人情報保護・情報セキュリティに関するもの
- （3） 公文書管理に関するもの
- （4） 県費外会計に関するもの

3 監察の内容等

（1） 監察の内容

教育総務課教育行政監察担当（以下「監察担当」という。）による実地点検（但し、財務（会計）については、一部の所属（県立学校を含む。以下同じ。）に対して会計管理局が実地検査を実施。）及び各所属による自己点検とする。

（2） 監察の実施方法

監察は、2に掲げる事項について次のとおり実施するものとする。また、実施に当たり、必要に応じて、所管課の協力を求めるものとする。

ア 監察担当による実地点検

（ア） 財務（会計）について

令和6年度（点検日まで）の事務処理状況について、業務点検チェックリストの「検査項目・ポイント」にある項目を参考に、既存の文書、帳票類を現地で確認するとともに、担当職員への聞き取りを実施する。

（イ） 個人情報保護・情報セキュリティについて

「保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領」に基づく実地点検を実施する。

（ウ） 公文書管理について

業務点検チェックリストの「検査項目・ポイント」にある項目を参考に、既存の文書・簿冊の作成・管理の状況、電子決裁・文書管理システムの処理状況を現地で確認するとともに、担当職員への聞き取りを実施する。

（エ） 県費外会計について

令和5年度及び令和6年度（点検日まで）の事務処理状況について、各所属が定める県費

外会計等取扱要綱等に基づき適切に運用されているか、既存の文書、帳票類の確認及び担当職員への聞き取りにより確認する。

(オ) 実地点検の対象所属

以下に留意しながら選定する。

- ・直近の監査指摘や不適切事務の発生があった所属
- ・不適切事務の発生可能性を考慮し、監察担当が特に必要と認める所属

※具体的な対象所属の選定については、別途通知する。

(カ) 実地点検の実施時期

概ね7月から12月に行うものとし、具体的な実施時期については、監察担当は該当所属と事前に調整する。

イ 各所属による自己点検

別途通知する。

※年度後半に業務点検チェックリストの検査項目に基づく自己点検のデータベースを各所属へ送付予定。

4 要改善事項の指摘

監察（会計管理局による実地検査を含む。）の結果、必要に応じて要改善事項について該当所属に文書により指摘する。指摘のあった所属は、再発防止に向けた改善計画書（別紙様式）を提出する。

5 分析等

監察担当は、不適正な処理の要因等を分析し、提出された改善計画が十分でないと認められる場合は、再発防止のための提言を行う。また、監察担当は、改善の取組状況について確認する。

6 報告・公表

実施結果の概要（実地点検の状況、自己点検の状況、不適正な処理の状況、発生要因、改善状況、評価等）を報告書にまとめ、教育長へ報告する。併せて、ホームページに掲載し、公表する。

なお、財務（会計）に係る報告書については、監査委員事務局に提出する。

改 善 計 画 書

所 属 名	
記 入 者	

1 区 分 ※該当するものに○を記入 下記の区分ごとに別葉で作成すること

会計(会計局)		会計（実地点検）		会計（書面監査）	
個人情報等		公文書管理		県費外会計	

2 検討内容

要改善事項	
要 因	
改 善 状 況	※改善・対応した状況がわかる書類の写し等を添付すること。
再発防止策	

令和6年度業務適正化に係る教育行政監察対象所属

※自己点検は全所属対象とする。

所属	財務（会計）		個人情報保護・情報セキュリティ	公文書管理	県費外会計
	実地検査		実地検査	実地検査	実地検査
	会計指導課 実施	教育行政監察 担当実施			
教育総務課	○	—	—	—	—
教育環境課	—	—	○	—	—
教育人材開発課	—	—	—	○	—
教育センター	—	—	○	—	—
小中学校課	—	—	—	○	—
特別支援教育課	—	—	○	—	—
高等学校課	—	—	○	—	—
いじめ・不登校総合対策センター	—	—	○	—	—
社会教育課	○	—	○	—	—
図書館	—	—	—	○	—
人権教育課	—	—	—	○	—
博物館	—	—	—	○	—
体育保健課	—	○	—	—	—
東部教育局	—	○	—	—	—
中部教育局	—	○	—	—	—
西部教育局	—	—	—	—	○
船上山少年自然の家			—	○	—
大山青年の家			○	—	—
事務局等 計（18）	2	3	7	6	1
鳥取東高等学校	—	—	—	—	○
鳥取西高等学校	—	—	○	—	—
鳥取商業高等学校	—	—	—	○	—
鳥取工業高等学校	—	○	—	—	—
鳥取湖陵高等学校	—	—	—	○	—
鳥取緑風高等学校	—	—	—	—	○
岩美高等学校	○	—	—	—	○
八頭高等学校	—	—	—	—	○
智頭農林高等学校	—	○	—	—	—
青谷高等学校	—	—	—	—	○
倉吉東高等学校	—	○	—	—	—
倉吉西高等学校	—	—	—	—	○
倉吉農業高等学校	—	—	○	—	—
倉吉総合産業高等学校	○	—	—	—	○
鳥取中央育英高等学校	—	—	○	—	—
米子東高等学校	—	○	—	—	—
米子西高等学校	○	—	—	—	○
米子高等学校	—	—	—	—	○
米子南高等学校	—	—	—	—	○
米子工業高等学校	—	—	○（中止）	—	—
米子白鳳高等学校	○	—	—	—	—
境高等学校	—	○	—	—	—
境港総合技術高等学校	—	—	—	—	○
日野高等学校	—	—	—	—	○
鳥取盲学校	—	○	—	—	—
鳥取聾学校	○	—	—	—	○
鳥取養護学校	—	—	—	—	○
白兔養護学校	—	—	—	○	—
倉吉養護学校	—	—	—	○	—
皆生養護学校	—	—	—	—	○
米子養護学校	—	—	—	—	○
琴の浦高等特別支援学校	—	—	○（中止）	—	—
まなびの森学園	—	—	—	○	—
県立学校 計（33）	5	6	5	5	16

保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領

1 目的

鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）における内部統制機能を充実させる業務適正化の取組の一環として、教育委員会の各種事務で取り扱う個人情報の重要性を教職員が認識し、不適切な取り扱い等による個人情報の流出、遺漏、紛失等を防止するとともに、教育委員会が保有する情報資産の機密性、安全性及び可用性を確保し、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について取り組むため、現状の個人情報に係る管理体制、取扱い及び情報セキュリティの対策について評価・見直しを行い、不適切事務の未然防止を図るものである。

2 監査の対象

（1）保有個人情報に関する監査

教育委員会事務局の本庁及び地方機関、県立学校、その他教育機関（以下「所属」という。）が保有する個人情報については個人情報流出防止の手引き（令和5年4月1日改正地域づくり推進部県民参画協働課）、さらに県立学校にあっては各学校が定める個人情報取扱要領が適正に運用されているか監査を行うものとする。

（2）情報セキュリティに関する監査

所属が保有する情報資産が鳥取県情報セキュリティポリシー及び鳥取県教育委員会情報セキュリティポリシーに則って取り扱われているか監査を行うものとする。

3 監査の方法

監査は、教育総務課教育行政監察担当及び教育センター教育DX推進課職員（ただし教育センター教育DX推進課職員の監査は鳥取県教育委員会情報セキュリティポリシーに係るものに限る。以下「監察担当等」という。）による実地点検又は各所属による自己点検とする。

（1）実地点検

実地点検の対象所属は、直近1年間に個人情報の流出・紛失事故が発生した所属及びその他の所属の中から抽出した所属とする。なお、県立学校については、県費外会計の実地点検の対象校は、本点検に関しても対象とする。

ア 監察担当等は、実地点検の対象所属（県立学校のみ）に対し、様式1及び個人情報取扱要領の提出を依頼する。

イ 監察担当等は、様式1（県立学校のみ）、様式2及び個人情報流出防止の手引き又は個人情報取扱要領に基づき、各所属において、関係書類の閲覧、担当者からの聞き取り等を行うものとする。

ウ 監察担当等は、実地点検の対象所属と事前に調整した上で、実地点検の実施について通知するものとする。

（2）所属による自己点検

所属による自己点検の実施については、別途通知する。

4 監査の項目

監査の項目は、様式1（県立学校のみ）及び様式2で示す内容その他必要な内容とする。

5 監査結果に基づく改善

監査を実施した結果、改善が必要であると判断された所属は、別紙様式の改善計画書を教育長に提出しなければならない。

6 監査結果の共有

監察担当等は監査結果をまとめ、教育委員会内各所属に周知し、個人情報流出の防止及び情報セキュリティの対策について注意喚起を図るものとする。

附則

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月30日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月27日から施行する。

業務点検チェックリスト

■財務（会計）

No	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01 予算	01 予算一般	01 予算一般	○会計年度独立の原則は守られているか。 ○会計年度、会計区分、現年・繰越の区分は適正か。（明許繰越予算で執行すべきものを現年度予算で執行していないか。債務負担行為未設定で年度を超えた契約や交付決定をしていないか。その他、年度区分や財源の誤り等はないか。）。 ○予算の繰越し手続きは適正か。	予算規則 会計規則 10、38 の 2 会計規則 38 の 2 運用方針 契約要領第 3-4(3)
2	02 歳入	01 収入の決定	01 発注伺	○入札及び随意契約を行う場合に発注伺を作成しているか。 ○予定価格の積算は適正か。	会計規則 10、11 会計要領第 3-1、2
3	02 歳入	01 収入の決定	02 契約等伺	○許認可又は契約に基づいて歳入する場合、契約書案等を伺っているか。 ○収入の根拠、調定額の算定に誤りはないか。 ○会計年度区分、収入科目、納入者、納入期限等は適正か。	会計規則 10 会計規則 10 運用方針 会計規則 14 運用方針 会計要領第 3
4	02 歳入	02 調定	01 収入調定・納入通知・収納管理	○調定の時期は適正か。（使用料、貸付料は原則、事前徴収） ○会計年度区分、収入科目、調定額、納入者等は適正か。 ○納入期限は適正に設定されているか。（原則、納通発行日から 20 日以内。過年度支出の返納は 10 日以内） ○納入通知書等発付後、財務会計システム等による収納確認を適切に行っているか。 ○（事後調定の場合）収納後に作成された収入調書の決裁を受けているか。 ○不要な調定の取消漏れ、減額漏れはないか。	会計規則 10、14 会計規則 10 運用方針 会計規則 14 運用方針 会計要領第 3
5	02 歳入	03 収納	01 出納員等による現金等の領収	○現金（証券）領収書は適正に管理されているか。（使用前に一連番号を付し、表紙に年度使用年度及び番号を記載しているか。書損があった場合の処理は適正か。） ○現金を直接収納した際に、現金領収証書を納入者に交付しているか。 ○現金出納簿の整備、記帳は適正か。 ○現金（証券）領収証書用紙管理簿の整備、記帳は適正か。 ○現金及び有価証券の保管管理は適切か。 ○分任出納員が収納した場合の出納員への引継ぎ等は適正に行われているか。（原則、収納の日からその翌々日まで）	会計規則 19、22 会計規則 19 運用方針 所属で開設管理する口座取扱要領 4
6	02 歳入	03 収納	02 現金の払込	○出納員は収納した現金を、期日までに払込書により払い込んでいるか。（原則、収納の日から 7 日以内） ○現金出納簿に正しく記載しているか。 ○出納員管理口座に入金があった場合、期日までに払い込んでいるか。また、利息発生時の処理は適切か。 ○分任出納員が払い込む場合、期日までに払い込んでいるか。（原則、収納の日から 7 日以内）	会計規則 21、22 所属で開設管理する口座取扱要領 4

7	02 歳入	04 過誤納金	01 還付	○相手方に通知を発出する場合、歳入戻出通知何を作成しているか。 ○調定の減額を行っているか。 ○還付の時期は適正か。 ○出納閉鎖後の戻出金は現年度の歳出予算から支出しているか。	会計規則 13、35 会計要領第 3-5
8	02 歳入	05 未収金	01 督促	○納入期限から 20 日以内に督促状を発行しているか。 ○督促状の指定期限は、発行日から 10 日以内としているか。 ○滞納整理票により督促状況等を記載しているか。	会計規則 14 運用方針 14-5 債権規則 4~6
9	03 債権	01 債権管理	01 債権管理	○債権の徴収停止、免除及び猶予等を行う場合、適切な処理を行っているか。 ○延滞金又は遅延利息の徴収は適正に行われているか。 ○不納欠損処分の手続きは適正か。	会計要領第 3-4 債権規則 12
10	04 契約	01 発注	01 一般競争入札・指名競争入札	○必要な予算措置がされているか。（複数年度にわたる場合の債務負担行為等） ○決裁権者は適正か。（2000 万円以上は教育長（事務局等）） ○予定価格の積算は適正になされているか。 ○契約方法は適切か。 ○調達公告等に必要事項が適正に記載されているか。 ○入札期日の前日から起算して少なくとも 5 日前に公告しているか。 ○入札保証金の額、免除の場合は免除理由を何っているか。 ○指名競争入札の場合、理由、根拠条項を明記し、なるべく 5 名以上を指名しているか。（配慮措置企業が 1 者以上入っているか。） ○長期継続契約ができない契約を長期継続契約していないか。 ○予定価格が 100 万円以上の発注何は統括審査課の審査を受けているか。	契約要領第 2-2、3
11	04 契約	01 発注	02 随意契約	○随意契約の理由は適正か。根拠条項を明記しているか。 ○見積徴取数は適正か。（予定価格が 5 万円以上の物品、委託・役務及び賃借の調達にあたって、配慮措置企業が 1 者以上入っているか。） ○予定価格が 100 万円以上の発注何は統括審査課の審査を受けているか。 ○予定価格が 100 万円以上の契約について、予定価格調書を作成しているか。	契約要領第 2-4
12	04 契約	02 入札・見積合わせ	01 一般競争入札・指名競争入札	○予定価格が 100 万円以上の場合、決裁権者（2000 万円以上は教育長（事務局等））が記名した予定価格調書が作成されているか。 ○予定価格が 20 万円以上の場合、書面等（負担行為の概要欄等）に予定価格を記載しているか。 ○開札方法は適正か。（全入札書の開封、読上げ等） ○落札者の決定手続は適正か。 ○委任状がある場合、受任者の記名のある入札書が提出されているか。	契約要領第 2、3
13	04 契約	02 入札・見積合わせ	02 随意契約	○見積書を適正に徴しているか。 ○見積書に受付印を押印しているか。 ○施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は 4 号の規定に基づき随意契約を締結する場合、発注見通し等を公表しているか。	契約要領第 2、3

14	04 契約	03 契約	01 契約書作成、請書徴取（負担行為）	（１）契約同 ○支出負担行為として整理する日（契約締結日）、年度区分は適正か。（契約締結日は、着手前） ○支出負担行為書の記載、添付書類は適正か。 ○決裁経路に統括審査課の審査が設定されているか。 ○支払方法は適正か。（原則精算払。これによらない場合は契約書に明記） ○契約保証金を契約締結時に、納付しているか。（免除の場合、理由は適正か。） （２）契約書の記載内容 ○予定価格を超えた金額や見積額と異なる金額で契約をしていないか。 ○契約書に会計規則第 110 条に規定する事項が適正に記載されているか。 ○委託契約の場合、再委託禁止についての条項があるか。再委託の承認は適正か。 ○個人情報取扱業務を委託する場合、個人情報の保護に関する条項及び個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項を記載しているか。 ○暴力団の排除規定はあるか。 ○発注同と契約書の仕様書の内容が一致しているか。 （３）契約書の収入印紙 ○県が保管する契約書（現契約を変更する契約書・請書を含む。）等が課税文書に該当する場合、適切な金額の収入印紙の貼付があるか。（印紙税の詳細は税務署に確認のこと） ○県が保管する契約書（現契約を変更する契約書・請書を含む。）等に貼付された収入印紙は適切に消印されているか。 （４）その他 ○県及び相手方の押印は適正か。 ○契約の変更手続きは適正か。また、変更理由を記載しているか。 ○議会議決が必要な契約の場合、議決されているか。 ○契約書の作成が必要な契約であるにも関わらず、請書を徴していないか。 ○県立学校の契約において、当事者は学校（学校長）ではなく、鳥取県（知事）になっているか。	会計規則 38 の 2、110～112 の 2、114、120、132、137 の 2～4 契約要領第 3
15	04 契約	04 進捗確認	進捗確認	○契約書に定める書類を期限までに受理しているか。 ○契約の実施状況を確認し、必要な変更契約を締結しているか。	
16	04 契約	05 履行確認	01 履行確認、検査	○検査員の任命をしているか。 ○完了届等の受理日から工事は 14 日以内、その他は 10 日以内に完了検査を行っているか。 ○検査調書の作成又は検査済みの表示は適正か。	会計規則 117 会計規則 116 及び 117 運用方針 契約事務処理要領第 3-3
17	05 歳出	01 支出命令・支出決定	01 請求書の徴取等	○請求書の徴取が必要なものについて適切に徴取しているか、その内容は適正か。 ○履行検査が終わっているものか。 ○会議開催経費等については、適切に支給調書を作成しているか。（原則、会議等の開催前）	会計規則 39、40 会計規則 39 運用方針

18	05 歳出	01 支出命令・支出決定	02 支出命令・支出決定	○債務が確定し、支払時期が到来したものであるか。 ○正当な債権者であるか。 ○請求・受領委任の場合、委任状を徴しているか。 ○支出負担行為兼支出仕訳書で支払できる経費か。 ○支出仕訳書の記載内容（金額、年度、科目等）、添付書類は適正か。 ○支払期限内に支払はなされているか。（支払期限の定めのないものは、請求があつてから 15 日以内）	会計規則 38 の 2～40 会計規則 38 の 2～40 運用方針
19	05 歳出	01 支出命令・支出決定	03 戻入	○戻入仕訳書又は資金前渡(概算払)精算書により決定しているか。（戻入対象の支出仕訳書に誤りがないか。） ○戻入通知何は作成されているか。（旅行命令簿によるもので、電磁的方法により行う旅費を除く）。 ○戻入額の算定に誤りがないか。 ○返納通知書で指定する返納期限は、通知日の翌日から起算して 10 日以内の日か。 ○返納通知書の発付後に、収納状況を確認しているか。期限以降も未返納の場合、督促処理等は適切か。（収入の規定を準用）	会計規則 73、76、89 会計規則 89 運用方針
20	05 歳出	02 支出方法	01 支出区分（資金前渡）	○資金前渡をすることができる経費か。（地方自治法令第 161 条第 1 項第 1 号から第 14 号まで及び第 16 号に掲げるもののほか、会計規則第 70 条に列举） ○資金前渡受領口座（代理受領口座含む）の通帳及び銀行取引印（出納員の公印）は適切に管理されているか。また、利息発生時の処理は適切か。 ○受払簿により管理がなされているか。 【精算】 ○領収書（領収書を徴しがたいものについては支払を証明するに足りる書類）を徴し、期間内（支払完了後（出張を伴う場合は、帰庁の日以後）7 日（県休日不算入）以内）に精算しているか。 ○長期間保有できる資金前渡経費は定められた期間内に精算しているか。	地方自治法施行令 161 会計規則 70～74 会計規則 70～74 運用方針 所属で開設管理する口座取扱要領 4
21	05 歳出	02 支出方法	02 支出区分（概算払）	○概算払をすることができる経費か。（地方自治法施行令第 162 条第 1 号から第 5 号までに掲げるもののほか、会計規則第 75 条に列举） ○契約締結時に支払時期、理由、根拠条項等を明記しているか。また、契約書等に支払時期、金額を明記しているか。 【精算】 ○経費が確定したときは、速やかに精算しているか。 ○額の確定等の記載内容は適正か。 ○相手方の履行完了時に債務が確定していることを確認（完了検査）しているか。	地方自治法施行令 162 会計規則 75、76 会計規則 75、76 運用方針
22	05 歳出	02 支出方法	03 支出区分（前金払）	○前金払をすることができる経費か。（地方自治法施行令第 163 条第 1 号から第 7 号までに掲げるもののほか、会計規則第 77 条に列举） ○契約締結時に支払時期、理由、根拠条項等を明記しているか。また、契約書等に支払時期、金額を明記しているか。	地方自治法施行令 163 会計規則 77 会計規則 77 運用方針
23	05 歳出	02 支出方法	04 支出区分	○繰替払のできる経費か。（地方自治法施行令第 164 条第 1 号から第 4 号までに掲げるもののほか、会計規則第 77 条の 2 に列举） ○繰替支払報告書による報告はされているか。	地方自治法施行令 164 会計規則 77 の 2、78

			(繰替 払)		会計規則 77 の 2 運用 方針
24	6 歳 出	3 支出方 法	05 クレ ジット カード	○カードの利用に当たっては、あらかじめ利用目的及び予定金額等について、クレジットカード事前伺（様式第 1 号）により、所属長の決裁を受けているか。 ○帰庁後速やかに利用報告書（様式第 1 号）を作成し、利用控え等を貼付の上、所属長に報告されているか。 ○カード利用代金の支払処理は、カード会社から各所属に送付される利用代金請求明細書と利用報告書を照合し、利用代金の請求内容が正しいかどうかを確認した上で行っているか。	クレジットカード利用 に係る取扱要領
25	05 歳 出	03 節毎 の留意 点	01 節毎 の留意 点	(1) 報酬・報償費 ○支給調書を作成しているか。（原則、会議等の開催前） ○源泉徴収が必要な支払について、適切に源泉徴収しているか。 (2) 旅費 ○旅費請求書の内容は適正か。（経路、算定は正しいか、請求者の記名はあるか等） ○源泉徴収が必要な旅費について源泉徴収しているか。 (3) 需用費 ○検査が終了し、債務が確定しているか。 ○食糧費の支出仕訳書に食糧費支出調書を添付しているか。 (4) 役務費・委託料 ○源泉徴収が必要な支払について源泉徴収しているか。 (5) 工事請負費 ○落札者（又は契約の相手方）を決定した日から 14 日以内に契約締結しているか。 ○契約保証金の取扱い（変更契約時の取扱い含む）は適正か。（免除理由。契約締結時納付） ○工事完成届の受理日から 14 日以内に完成検査を行っているか。 (6) 補助金等 ○交付決定、額の確定等の内容（補助対象経費、補助金算定等）は適正か。（交付要綱等に規定されたとおり行われているか。） ○交付申請、交付決定、変更承認、実績報告、額確定等の時期は適切か。 ○交付要綱に定める書類を期限までに受理しているか。 ○補助事業等の実施状況を確認し、必要な変更交付決定等の処理が行われているか。	会計規則 38 の 2、39、 40、132、137 補助金規則・要綱 旅費条例・規則

26	06 公有財産	01 管理	01 使用許可・減免	○使用許可又は減免を行う場合、許可又は減免基準に合致しているか。 ○使用料又は減免額は適正に算定されているか。 ○使用許可又は減免の事務手続き（軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く）において、行財政改革推進課の関連審査を受けているか。	公財事務取扱規則 第 11 条～第 16 条 公財事務取扱要領 第 3 章 行政財産の使用許可 総則、許可手続、許可基準、許可変更、使用料、減免、許可取消 県立学校授業料等・社会教育施設使用料減免規則 教育財産事務取扱要領 青少年社会教育施設施設使用料減免 博物館管理運営規則の施行 県立学校体育施設開放要綱
27	06 公有財産	01 管理	02 貸付・減免	○貸付を行う場合、貸付基準に合致しているか。 ○貸付又は減免を行う場合、許可又は減免基準に合致しているか。 ○貸付料又は減免額は適正に算定されているか。 ○貸付又は減免の事務手続き（軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く）において、行財政改革推進課の関連審査を受けているか。	公財事務取扱規則 第 17 条～第 23 条 公財事務取扱要領 第 4 章 総則、貸付（普通財産）、貸付（行政財産）、貸付（貸付料算定等）、貸付（その他手続等）、貸付（事業用定期借地）、地上権等
28	06 公有財産	01 管理	03 事務手続の報告	○公有財産の異動にかかる事務を行った際に、事務手続終了報告書を提出しているか。 ○数量・地番等記載内容に間違いはないか。	公有財産事務取扱規則 第 50 条 公有財産事務取扱要領 第 9 章 公有財産の異動等に伴う報告、事務手続終了報告書の添付書類
29	07 物品	01 物品一般	01 物品保管主任の任免	○物品保管主任の任免は伺により決定し、発令内容を口頭で伝達しているか。 ○出納員・物品出納員等との兼職になっていないか。（金券類のうちタクシーチケット及び法人クレジットカードを除く。） ○物品の保管場所ごとに任命されているか。	物品規則 5 の 2 物品規則 5 の 2 運用方針 物品要領第 3 の 1 の (1)

30	07 物 品	02 取得	01 購入 手続等	○物品の購入は物品請求書及び契約・交付伺書により行っているか。（予定価格 20 万円未満の消耗品については省略規定あり） ○発注方法は適正か。 ○用品指定目により対応できるものが購入されていないか。 ○物品請求等の起案時に起案者以外の者を検査員として伺っているか。（年間伺を含む） ○資金前渡者が購入した物品は、備品については備品登録伺書、備品以外の物品は資金前渡精算書により引継いでいるか。 ○委託料で取得する物品の事務手続は適切か。	物品規則 6、7 物品規則 6、7 運用方針 物品要領第 2 の 1
31	07 物 品	02 取得	02 寄附 物品の 受納	○申込者から物品寄附申込書等の提出を受け、寄付物品受納伺書により受納決定しているか。 ○金券類（図書カード、商品券等）の寄附を受けた場合、金券類受払簿に記載しているか。	物品規則 9 物品規則 9 運用方針 物品要領第 2 の 4
32	07 物 品	03 管理	01 適正 管理・ 使用	○物品の損傷防止について所属内で注意喚起が行われているか。（パソコン周辺での飲食等） ○公用車運転時の安全確認徹底及び使用前後の損傷点検徹底が図られているか。 ○物品を損傷した際に物品損傷報告 DB により報告しているか。	物品規則 12
33	07 物 品	03 管理	02 物品 の確 認・台 帳管理	○物品出納簿に登録した物品の保管状況について毎年 1 回以上確認を行っているか。 ○物品確認 DB により物品確認の結果を記録し、所属長の確認を受けているか。 ○現物の確認ができない物品については、原因の究明を行い、適切な処理を行っているか。 ○備品シールは 1 点ごとに貼付されているか。（貼付できないものは、現物と備品番号が照合できるよう必要な措置をとっているか。） ○備品の出納を財務会計システムに登録しているか。 ○生産品の引継ぎ、処分手続き等は適正に行われているか。	物品規則 8、11～14、 32、33、46、47 物品規則 8、11～14、 32、33、46、47 運用方針 県立高校実習生産品等 会計要領 特支作業学習生産品会 計要領
34	07 物 品	03 管理	03 金券 類・タ クシー チケッ ト	(1) 金券類（切手、印紙等） ○物品保管主任が受払の都度、金券類受払簿の記帳を行っているか。 ○月末の現在高を所属長が指定した者が確認し、確認済の旨の表示をしているか。 ○受払簿と現物は一致しているか。 ○金券類の保管方法は適切か。 (2) タクシーチケット ○チケット交付時、利用変更時及び利用報告時に、所属長の承認を受けているか。（利用承認簿へ記名） ○利用済みチケット半券は利用承認簿に貼付け保存されているか。 ○簿冊管理簿に管理状況を記載しているか。 ○チケット簿冊の利用終了後、控えを 5 年間保存しているか。	物品規則 17 物品規則 17 運用方針

35	07 物 品	03 管理	04 貸付 け及び 返還 (原 則)	○申請者からの物品借受申込書に基づき、物品貸付伺書により貸付けの決定を行っているか。 ○貸付けを受けようとする者が保証人を立てているか。(市町村等へ貸し付ける場合、委託等の場合及び貸付期間が10日未満の場合は不要)。 ○貸付契約を締結しているか。(貸付期間が1年以内で無償貸付けの場合は省略可) ○貸付期間は適切か。(原則1年以内) ○物品の確認を実施(貸付期間中に1回以上)し、異常が判明した場合の報告や処理は適切か。 ○貸付期間を更新する場合、新たな貸付期間が記載された物品借受申込書等が提出されているか。 ○返還された物品は貸付物品受入調書により受入れているか。	物品規則 21、22、24、25 物品規則 22、25 運用方針
36	07 物 品	03 管理	05 保管 換え	○物品保管換引継書により行われているか。(手続きが遅延していないか。電子決裁にあたり審査欄にて保管換先の確認を受けているか。) ○国庫補助により取得した物品は国が定める期間を経過しているか。	物品規則 27 物品規則 27 運用方針 物品要領第3の8
37	07 物 品	03 管理	07 借受 け及び 返還	○借受けは借受物品受入調書、返還は借受物品返還調書により行われているか。(パソコン、コピー機又は自動車の借受けにおいて契約書を作成し又は請書を徴する場合、省略可)	物品規則 29 物品規則 29 運用方針
38	07 物 品	04 処分	01 不用 決定及 び処分	○不用の決定及び処分は適正に行われているか。 ○備品情報交換システム DB の利用等、他機関での利活用を検討したか。 ○インターネット公売による売払いを検討したか。 ○不用の決定及び処分は、不用品決定・処分伺書により行っているか。 ○廃棄処分を行う場合、資格を有する処分業者と委託契約書を締結しているか(科目は委託料で支払われているか)。また、産業廃棄物管理票(マニフェスト)が作成されているか。	物品規則 30 物品規則 30 運用方針
39	07 物 品	04 処分	02 譲 与、減 額譲渡	○譲与の場合は物品譲与調書、減額の場合は物品減額譲渡調書により行っているか。	物品規則 35 物品規則 35 運用方針
40	08 総 括事 項	01 会計 一般	01 法令 遵守、 内部チ ェック 機能の 発揮に 向けた 取組状 況	○定期監査、会計実地検査等の結果を所属内に周知・徹底し、改善に向けた取り組みが実施されているか。 ○出納員等会計職員が率先して厳正な会計事務を推進し、所属全体で事務処理に取組んでいるか。	会計規則 153、160
41	08 総 括事 項	01 会計 一般	02 会計 職員の 任免等	○知事が任免する出納員について、出納員等申請 DB により会計管理者に内申しているか。(あて職出納員を除く。) ○分任出納員及び会計員は適正に任免手続が行われているか。(知事部局は所属長等に委任。警察本部及び教育委員会の内申が必要)	会計規則 5～6 会計規則 5～5 の 3

42	08 総括事項	01 会計一般	03 帳簿・帳票および証拠書類	○会計規則第 160 条第 1 項の帳簿を備えているか。 ○会計規則第 160 条第 2 項の帳票を保管しているか。 ○収入及び支出の証拠書類を適正に保管しているか。	会計規則 139、140、149、160 会計規則 140 運用方針 会計要領第 2-6
----	---------	---------	-----------------	---	--

■個人情報保護・情報セキュリティ

No	大部分	中区分	検査項目・ポイント等	規則・規程等
1	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	個人情報を扱う（封入、封かん等）際に、整理された作業スペースがあるか。	手引き（Ⅰ個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布／《対策》作業環境）
2	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	個人情報を含む紙、簿冊、ファイルが整理されているか。	手引き（Ⅱ個人情報の保管、運搬及び廃棄等について／1 個人情報を含んだ文書の保管）
3	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	個人情報を含む紙、簿冊、ファイルが適正に保管されているか。	手引き（Ⅱ個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 1 個人情報を含んだ文書の保管）
4	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	裏面利用紙に個人情報が含まれていないか。	手引き（Ⅱ個人情報の保管、運搬及び廃棄等について／2 個人情報の運搬、廃棄）
5	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	ダブル、トリプル等チェック体制は出来ているか。	手引き（Ⅰ個人情報流出の事例及び対策について／1 誤送付・誤配布 《対策》作業方法） 個人情報の適切な取扱について（平成 29 年 12 月 27 日付教育長通知）
6	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	ファクシミリによる個人情報の送付はないか。	手引き（Ⅰ個人情報流出の事例及び対策について／2 誤送信／（1）ファックス） 個人情報の適切な取扱について（平成 29 年 12 月 27 日付教育長通知）
7	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	（学校）個人情報を含む書類を送付又は手交する場合に、当該クラスに同姓又はよく似た氏名の生徒がいないかどうか予め確認しているか。	手引き（Ⅰ個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布）
8	01 個人情報保護	01 個人情報漏えいを防ぐ職場環境	（学校）個人情報を含む書類を手交する際に誤って他の生徒に渡すことがないようにするための対応は適切か。職員に徹底しているか。	手引き（Ⅰ個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布）
9	01 個人情報保護	02 個人情報取扱事務の把握	個人情報ファイル簿に事務が正しく登録されているか。	個人情報保護法第 66 条、同法第 75 条、個人情報保護条例第 8 条、手引き（Ⅲ所属長等の取組について／2 個人情報取扱事務の把握／（1）個人情報ファイル簿の点検）
10	01 個人情報保護	02 個人情報取扱事務の把握	個人情報ファイル簿の点検がされているか。	個人情報保護法第 66 条、同法第 75 条、個人情報保護条例第 8 条、手引き（Ⅲ所属長等の取組について／2 個人情報取扱事務の把握／（1）個人情報ファイル簿の点検）

11	01 個人情報保護	03 個人情報漏えい防止対策強化期間	対策強化期間を設定しているか。	手引き（Ⅲ所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握（4）個人情報流出防止対策強化期間の設定）
12	01 個人情報保護	03 個人情報漏えい防止対策強化期間	対策強化期間において具体的な取組を行っているか。	手引き（Ⅲ所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握（4）個人情報流出防止対策強化期間の設定）
13	01 個人情報保護	04 職員の意識	個人情報保護研修に参加しているか。	手引き（Ⅲ所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握（3）受講した研修の所属職員への伝達）
14	01 個人情報保護	04 職員の意識	新規職員及び会計年度任用職員等への個人情報の重要性に関する研修を実施しているか。	手引き（Ⅲ所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握（2）日頃からの対策）
15	01 個人情報保護	05 チェックリスト	個人情報を扱う際に、チェックリスト等を活用しているか。	手引き（Ⅰ個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 《対策》チェックリストの活用）
16	02 情報セキュリティ	01 情報セキュリティ基本方針の理解	（共通）デジタル局及び教育 DX 推進課からの情報セキュリティに関する通知・指示や情報セキュリティ研修会等の内容等について、職員に周知されているか。	
17	02 情報セキュリティ	01 情報セキュリティ基本方針の理解	（共通）基本方針で定める「職員等の責務」が理解されているか。 （「職員等の責務」の理解の確認） ・心当たりのない送信者から届いたメールの取扱 ・庁内 LAN ネットワーク、Torikyo ネットワークにおける外部記憶媒体の取扱手順 など	（庁内 LAN） 基本方針 第 8 条 （Torikyo-NET） 基本方針 第 9 条
18	02 情報セキュリティ	01 情報セキュリティ基本方針の理解	（学校）学校にはどのような情報資産があるか。 情報資産を分類するための 3 つの区分は何か。	（Torikyo-NET） 基本方針 第 2 条 対策基準 3 適用範囲 （2）情報資産の範囲 6 情報資産の分類 （1）機密性（2）完全性（3）可用性
19	02 情報セキュリティ	02 情報セキュリティインシデント発生時の報告	（事務局）情報漏えい等の情報セキュリティインシデントが発生した場合、職員は速やかに所属長に報告するとともに、所属長は当日中にデジタル改革課へ報告することを理解しているか。 （学校） 教職員は、セキュリティインシデントを発見した場合、校長へ迅速に報告し、校長は当日中にデジタル改革課長へ報告するとともに、	（庁内 LAN） 基準 4. 人的セキュリティ 1. 職員等の遵守事項 （1）職員の遵守事項 コ 職員等の報告義務 （Torikyo-NET） 手順 第 3 節 人的セキュリティ 2 情報セキュリティインシデントの報告 （1）情報セキュリティインシデントの報告及び初期対応

			速やかに教育DX推進課長へ報告することを理解しているか。	
20	02 情報セキュリティ	03 私物記録媒体や私用メールアドレスの使用禁止	(共通) 私物のパソコン、タブレット、USB フラッシュメモリ等により業務を行わないことや、私用メールアドレスへの業務メールの送付、転送を行わないことを所属内職員に徹底しているか。	(庁内 LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 オ 私物パソコン等の持込 (Torikyo-NET) 手順 第3節 人的セキュリティ 1 教職員の遵守事項 (4) 公用以外の端末記録媒体の利用 基準 10 技術的セキュリティ (1) コンピュータ及びネットワークの管理 タ 電子メールの利用制限 手順 第4節 技術的セキュリティ 1 コンピュータ及びネットワークの管理 (5) 電子メールの利用制限
21	02 情報セキュリティ	04 USB フラッシュメモリ等の利用	(事務局) USB フラッシュメモリ (SDカード等も含む) は、原則、使用禁止であることを理解しており、やむを得ず使用する場合は、所属で定められたもののみを使用しているか。	(庁内 LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 オ 私物パソコン等の持込 USB フラッシュメモリ取扱要領(H21. 4. 1 施行)
22	02 情報セキュリティ	04 USB フラッシュメモリ等の利用	(事務局) USB フラッシュメモリの管理が適切に行われているか。 ・管理簿の作成・記載 ・施錠された場所など適切な場所での保管 ・USBメモリ管理責任者による利用承認 - 等	(庁内 LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USB フラッシュメモリ取扱要領(H21. 4. 1 施行)

23	02 情報セキュリティ	05 メール送信	(事務局) 個人情報等を含むファイルをメールで外部に送信する場合、添付ファイルにパスワード設定等の情報漏えい防止対策を設定することを所属内職員に徹底しているか。 (関係者以外の方に漏れてはいけない添付ファイルを外部(例えば企業や県民)の方にメールする際のルールに従ってメール送信しているか。)	個人情報の適切な取扱いについて(平成29年12月27日付教育長通知) (庁内LAN) 基準 3. 情報資産の分類と管理方法 (2) 情報資産の管理 キ 情報の送信 基準 6. 技術的セキュリティ 1. コンピュータ及びネットワークの管理 ツ 電子メール利用の遵守事項 ト 電子署名・暗号化 (Torikyo-NET) 手順第1節 共通事項 表2 情報資産の管理
24	02 情報セキュリティ	05 メール送信	(共通) 複数の者にメールを送る時、宛先、cc、bccそれぞれの役割やメーリングリストの特性を理解し、適切にメール送信しているか。	(共通) 個人情報の適切な取扱いについて(平成29年12月27日付教育長通知) (庁内LAN) 6. 技術的セキュリティ 1. コンピュータ及びネットワークの管理 ツ 電子メール利用の遵守事項 ト 電子署名・暗号化 (Torikyo-NET) 基準 10 技術的セキュリティ (1) コンピュータ及びネットワークの管理 タ 電子メールの利用制限 手順 第4節 技術的セキュリティ 1 コンピュータ及びネットワークの管理 (5) 電子メールの利用制限
25	02 情報セキュリティ	06 パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	(共通) パソコン周辺にパスワードのメモを置いていないか。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い (Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (4) ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い 手順 第3節 人的セキュリティ 3 ID及びパスワード等の管理 (1) パスワードの管理

26	02 情報セキュリティ	07 個人情報を有する電子ファイルの管理 ※ 起動しているパソコン（所属内約2名）で確認する。	（事務局）個人情報を有する電子ファイルについて、パスワードが設定してあるか。	（庁内LAN） 個人情報を有する電子ファイルに対するパスワード設定について（平成27年6月5日付情報政策課長通知）
27	02 情報セキュリティ	08 庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	（共通）庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外のシステム専用端末・公用タブレットについて、適切に利用されているか。 ・ウィルス対策ソフトの導入、パターンファイルの更新等	（庁内LAN） 基準 4. 人的セキュリティ 1. 職員等の遵守事項 （1）職員の遵守事項 コ 職員等の報告義務 （Torikyo-NET） 基準 10 技術的セキュリティ （4）不正プログラム対策
28	02 情報セキュリティ	06 庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	（事務局）庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外のシステム専用端末について、外部記憶媒体を接続することがある場合、接続時にウイルスチェックをしているか。（※タブレットは対象外）	（庁内LAN） 【準用】USBメモリ等外部記録媒体の適切な利用の再徹底について（令和元年12月5日付情報政策課長通知）
29	02 情報セキュリティ	06 庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	（事務局）庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外のシステム専用端末のパスワードについて、10文字以上で文字列は英大文字・英小文字・数字・記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたもので第三者が想像しにくいものになっているか。	（庁内LAN） 基準 4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い

30	02 情報セキュリティ	09 情報システム機器の廃棄等に係るデータ消去	(庁内LAN) 「鳥取県情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」の内容を理解し、サーバ、NAS、パソコン等に搭載された記憶媒体のデータ消去や物理破壊を適切に行っているか。 (Torikyo-NET) 情報システム機器に搭載されたHDDやSSD等の記録媒体について、廃棄及びリース返却時に、鳥取県教育委員会情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書により、記録媒体データが復元できないように適切に消去を行っているか。	(庁内LAN) 基準 3. 情報資産の分類と管理方法 (2) 情報資産の管理 コ 情報資産の廃棄 基準 5. 物理的セキュリティ (1) サーバ等の管理 オ 機器の定期保守及び修理 キ 機器の廃棄等 「鳥取県情報セキュリティポリシー」の一部改正並びに「鳥取県情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」の策定について（令和2年5月14日付情報政策課長通知） (Torikyo-NET) 基準 7 情報資産の管理 (9) 情報資産の保存期限及び廃棄 基準 8 物理的セキュリティ (1) サーバ等の管理 カ 機器の処分 手順 第2節 物理的セキュリティ 1 機器の処分 「鳥取県教育委員会事務局生徒系ネットワークに属する情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」
31	02 情報セキュリティ	10 外部委託先業者の管理	(共通) 外部委託事業者への発注において、必要に応じて情報セキュリティについて遵守すべき事項を明記した契約を締結しているか。	(庁内LAN) 4. 人的セキュリティ 1. 職員等の遵守事項 (4) 外部委託事業者に対する説明
32	02 情報セキュリティ	11 物理的セキュリティ	(学校) 管理区域（サーバ室等）へ立ち入る場合に管理簿へ記録しているか。	(Torikyo-NET) 基準 8 (2) 手順 第2節 物理セキュリティ 2 サーバ室への立ち入り 様式2-1
33	02 情報セキュリティ	11 物理的セキュリティ	(学校) 校内に通信回線又はアクセスポイントを独自に設置する場合は、教育情報セキュリティ責任者に許可を得ているか。	(Torikyo-NET) 手順 第2節 物理セキュリティ 3 通信回線及び通信回線装置の管理 様式2-2
34	02 情報セキュリティ	11 物理的セキュリティ	(学校) 記録媒体は、管理責任者を定め、決められた場所で保管し、教職員及び児童・生徒への貸出を管理簿に記録しているか。	(Torikyo-NET) 手順 第2節 物理セキュリティ 4 教職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 様式任意

35	02 情報セキュリティ	12 人的セキュリティ	(学校) 持ち出しを禁じられている校用のパソコン以外の公用の端末、記録媒体、情報資産を持ち出す場合は、教育情報セキュリティ管理者の許可を得ているか。	(Torikyo-NET) 手順 第3節 人的セキュリティ 1 教職員の遵守事項 (3) 公用の端末及び記録媒体等の持ち出し並びに外部情報処理作業の制限 様式3-1
36	02 情報セキュリティ	12 人的セキュリティ	(学校) 勤務施設内において公用以外の端末(私物端末)を業務に使用する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか。	(Torikyo-NET) 手順 第3節 人的セキュリティ 1 教職員の遵守事項 (4) 公用以外の端末及び記録媒体の利用 様式3-2
37	02 情報セキュリティ	12 人的セキュリティ	(学校) 公用端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を、やむを得ず変更する場合は、情報セキュリティ責任者の許可を得ること。	(Torikyo-NET) 手順 第3節 人的セキュリティ 1 教職員の遵守事項 (5) 公用の端末におけるセキュリティ設定変更の禁止 様式3-3
38	02 情報セキュリティ	12 人的セキュリティ	(学校) パスワードを記録する場合は、他人が容易にみることができないようにすること。(10文字以上、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種類以上を組み合わせる) 共用のパスワードは、1年に1回以上変更し、過去直近2回までの古いパスワードを再利用しないこと。 共用IDを利用者以外に利用させないこと。	(Torikyo-NET) 基準 10 技術的セキュリティ (2) アクセス制御 (イ) 利用者IDの取扱い 手順 第3節 人的セキュリティ 3 ID及びパスワード等の管理 (1) パスワードの管理
39	02 情報セキュリティ	13 技術的セキュリティ	(学校) 複合機を外部ネットワーク(インターネット)に接続する必要がある場合及び接続を中止する場合は、教育情報セキュリティ責任者の許可を得ているか。	(Torikyo-NET) 手順 第4節 技術的セキュリティ 1 コンピュータ及びネットワークの管理 (3) 複合機のセキュリティ管理 様式4-1
40	02 情報セキュリティ	13 技術的セキュリティ	(学校) 各学校が利用する情報システムは適切な者がシステムにアクセス出来るよう制御されているか。(ノーツDBのアクセス制御など)	(Torikyo-NET) 手順 第4節 技術的セキュリティ 4 アクセス制御
41	02 情報セキュリティ	14 クラウドサービス利用	(学校) クラウドサービスの利用を希望する場合は、教育情報セキュリティ責任者の許可を得ているか。(ただし、ソーシャルメディアサービスを除く)	(Torikyo-NET) 手順 第7節 クラウドサービス利用 1 共通事項 (1) クラウドサービス利用にかかる承認基準 様式7-1

■公文書管理

No	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント等	規則・規程等
1	01 制度の周知	01 鳥取県公文書等の管理に関する条例	01 現用公文書と歴史公文書の違い等	○鳥取県公文書等の管理に関する条例について知っているか。 ○現用公文書と歴史公文書の違いについて知っているか。	公文書管理条例第1条、第2条、第3条
2	01 制度の周知	02 職員の研修	01 職員の研修	(県立学校) ○職員に対して文書の管理を適正かつ効果的に行うための研修が学校内で行われているか。	学校文書管理規程第45条
3	02 文書事務	01 文書の収受	01 紙文書の受領	○紙文書(刊行物、ポスター、あいさつ状、招待状等を除く。)が届いた場合、受付印を押印しているか。	(事務局等) 教委文書管理事務処理要領第4条、第10条 (県立学校) 学校文書管理規程第8条第1項
4	02 文書事務	02 文書の作成	01 電子決裁等システムを利用した起案	(事務局等) ○起案文書を電子決裁等システムを利用して作成しているか。 ※施行文書書式規程に定める様式を使用し、所属長以上の役職名で発出する文書は、電子決裁等システムで起案すること。 (県立学校) ○会計事務に係る起案文書を電子決裁等システムを利用して作成しているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第13条、第14条 教委施行文書書式規程第5条 知事部局の施行文書書式規程第5条、別表 ＜例外に関する規定(紙文書で余白起案ができる場合の根拠規定)＞ 教委文書管理規程第16条 教委文書管理事務処理要領第29条第1号 知事部局の文書管理事務処理要領別表第3 (県立学校) 学校文書管理規程第14条第1項第3号 ＜例外に関する規定(紙文書で余白起案ができる場合の根拠規定)＞ 学校文書管理規程第14条第2項、第17条
5	02 文書事務	02 文書の作成	02 紙文書の起案	(電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案) ○規程に定められた様式の起案用紙、文書書式で起案しているか。	学校文書管理規程第14条第1項第1号、第2号、第15条 教委施行文書書式規程第5条 知事部局の施行文書書式規程第5条、別表
6	02 文書事務	02 文書の作成	03 紙文書の分類、保存期間、保存期間満了	(電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案) ○起案文書には、文書の名称、分類、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載されているか。	学校文書管理規程第14条第3項

			後の措置等		
7	02 文書事務	02 文書の作成	04 文書処理簿への登録	(電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案) ○施行番号を文書処理簿に登録しているか。(施行番号を取得する起案文書は文書処理簿に登録しているか。)	学校文書管理規程第 26 条第 4 項、第 28 条第 2 項
8	02 文書事務	02 文書の作成	05 決裁権者	○規程で定められた者が決裁しているか。	(事務局等) 鳥取県教育委員会事務処理権限規程(令和 5 年 4 月 1 日改正) 教育委員会所管の補助金等に係る決裁区分(令和 5 年 3 月 1 4 日改正) (県立学校) 鳥取県立学校専決、代決規程(平成 30 年 4 月 1 日改正)
9	02 文書事務	02 文書の作成	06 起案文書の確認	○やむを得ない理由で遡りの日付で施行する必要がある場合、起案文書に次の事項を付記して決裁を受けているか。 1 遡る日 2 遡る理由 3 今後の対応策(再発防止策) ○表彰式の当日に表彰状を渡す必要がある場合など、やむを得ず事前に押印する必要がある場合は、起案文書に事前押印する理由及び押印する日を記載しているか。	文書事務の手引き(改訂版) Q&A 「文書の日付の遡り」 「施行日前の押印(事前押印)」
10	02 文書事務	02 文書の作成	07 文書の施行	○施行文書に係る起案文書が決裁された後、速やかに施行しているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第 20 条第 1 項(県立学校) 学校文書管理規程第 22 条第 1 項
11	02 文書事務	02 文書の作成	08 処理済みの登録等	(電子決裁等システムを利用した起案) ○起案に係る施行その他必要な事務の処理が終了したときは、速やかに電子決裁等システムを利用して処理済みの登録をし、簿冊にまとめているか。	公文書管理条例第 5 条第 2 項(事務局等) 教委文書管理規程第 24 条第 1 項(県立学校) 学校文書管理規程第 30 条
12	02 文書事務	02 文書の作成	09 起案文書の完結等	(電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案) ○文書について必要な事務の処理が終了したときは、速やかに、分類、保存期間及び保存期間が満了したときの措置に応じて当該文書を簿冊にまとめているか。	公文書管理条例第 5 条第 2 項 学校文書管理規程第 28 条第 3 項

13	03 簿冊の管理	01 簿冊の整理	01 簿冊ラベルの貼付	○簿冊に名称、分類、保存期間等を記載したラベルを貼っているか。 ※電子決裁等システムを利用して作成され、かつ、保存期間が1年以上の文書をまとめる場合は、簿冊の作成は必須。	(事務局等) 教委文書管理規程第27条第3項 教委文書管理事務処理要領第26条 (県立学校) 学校文書管理規程第33条第2項
14	03 簿冊の管理	01 簿冊の整理	02 個人情報等の簿冊での掲載の禁止	○簿冊に掲載されている情報の中から、情報公開条例第9条第2項各号に規定する情報(個人情報等)は除かれているか。	公文書管理条例第7条第1項 情報公開条例第9条第2項 (事務局等) 教委文書管理規程第38条第2項 (県立学校) 学校文書管理規程第42条第2項
15	03 簿冊の管理	01 簿冊の整理	03 簿冊の完結処理	○簿冊に係る事案に係る事務の処理が終了した年度又は年が経過したときは、当該簿冊の完結処理をしているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第27条第2項 (県立学校) 学校文書管理規程第33条第1項
16	03 簿冊の管理	02 簿冊の保管・保存	01 簿冊の教育総務課への引継ぎ(本庁のみ)	(事務局本庁) ○保管期間が満了した簿冊(保存期間が1年以上のもの)は、教育総務課へ引き継いでいるか。	教委文書管理規程第29条第1項
17	03 簿冊の管理	02 簿冊の保管・保存	02 簿冊の保存期間の設定	○簿冊の保存期間は、鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程の別表第1又は鳥取県立学校文書の管理に関する規程の別表第2に定めるところとなっているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第31条第1項、別表第1 (県立学校) 学校文書管理規程第35条第1項、別表第2
18	03 簿冊の管理	02 簿冊の保管・保存	03 歴史公文書等の選別	○簿冊の保存期間満了後の措置は、鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程の別表第2又は鳥取県立学校文書の管理に関する規程の別表第3に定めるところとなっているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第33条第1項、別表第2 (県立学校) 学校文書管理規程第37条第1項、別表第3
19	03 簿冊の管理	02 簿冊の保管・保存	04 簿冊の廃棄	(県立学校) ○保存期間が満了した簿冊を廃棄する場合、焼却その他適切な方法で処分しているか。	学校文書管理規程第39条
20	03 簿冊の管理	02 簿冊の保管・保存	05 簿冊管理簿の作成・公表	(県立学校) ○電子決裁等システムで作成した簿冊以外の簿冊について、簿冊管理簿を作成して(県立学校文書管理データベースから出力して)執務室に備えて一般の閲覧に供しているか。	学校文書管理規程第41条
21	04 公印の管理・使用	01 公印の管理	01 公印の管理	○公印は、堅ろうな容器に収められ、厳重に管理されているか。 ※知事部局では、公印の管守者として指名された職員が鍵付の引出しやロッカー内で厳重に保管することとし、使用する際にのみ取り出す(机の上等に置いたままにしない) こととなっている。	教委公印規程第3条第2項

22	04 公印の管理・使用	02 公印の使用	01 公印の使用場所	○公印は、指定された場所で使用（押印）されているか。	教委公印規程第8条第1項
23	04 公印の管理・使用	02 公印の使用	02 公印の使用時間	○公印の使用は、原則、勤務時間内となっているか。 ○勤務時間外又は休日に公印を使用する場合、公印使用簿に所要事項を記載しているか。	教委公印規程第8条第2項